

第1条〔名称〕

名称をオヴェストレディース（以下単に本クラブ）と称する。英語による表記はOVEST LADIESという。

第2条〔所在地〕

本クラブは、主たる事務局を茨城県猿島郡境町染谷642番地1に置き、境トリニタスパーク、境町サッカー場を主たる活動場所とする。

第3条〔基本理念〕

本クラブは、サッカーの技術・戦術の向上はもとより、サッカーを通じて健全な心と健康な身体を育てる。それにより、会員一人一人が自分の可能性を見いだし伸ばすことによりよい人間として成長することをめざす。また、地域社会のスポーツ振興に貢献することを基本理念とする。

第4条〔入会資格〕

入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

- (1)本人及び法定代理人（親権者または後見人）が本クラブの基本理念に賛同し、かつ本会則その他クラブの諸規則を遵守する旨を誓約すること
- (2)スポーツを行うに適した健康状態であること。

第5条〔入会手続き〕

入会希望者は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、クラブに申し込む。

第6条〔会費〕

本クラブの運営に必要な会費を納めるものとする。

- (1)年会費は、会員1人につき5,500円（税込）を納入するものとし、入会月に納入するものとする。
- (2)退会後に再入会した場合は、年度内に限り、年会費再徴収はしないものとする。
- (3)月会費

《U-12(小学5年生以上)》

学年	練習日	練習回数	月会費(税込)
小学5年生以上	火・木	1~2/週	週1回 2,200円/月 週2回 4,400円/月

U-12の5年生以上は、会費そのままで土・日曜日の活動にも参加することができる。

《U-15(中学生)》

学年	練習日	練習回数	月会費(税込)
中学生	火・木・土または日曜日	3/週	7,150円/月

《トップ(高校生以上)》

学年	練習日	練習回数	月会費(税込)
高校生以上	火・木・土または日曜日	1~3/週	1,650円/月

- (4)納入の方法は、金融機関のゆうちょ銀行による自動払い込みで納入する。（毎月5日に自動で引き落とされる。また、5日が休日の場合は、郵便局の翌営業日となる。）
- (5)一旦納入した会費は、原則として返還しない。
- (6)年会費、月会費以外に、トレーニングウェア代等を別途納めるものとする。また、合宿などを実施した場合も臨時に集金をする場合もある。
- (7)休会を希望する者は、休会となる月の前月までの月会費は納入しなければならない。
- (8)退会を希望する者は、退会となる月の前月までの月会費は納入しなければならない。
- (9)退会をする場合、トレーニングウェア代等の代金が完納していない場合は必ず支払うこととする。

(10)兄弟姉妹割引制度について

- 兄弟姉妹が2名同時に在籍されている場合、2人の内いずれか低額の方の月会費を半額免除とする。
- 兄弟姉妹が3名以上同時に在籍されている場合、3人目以降については、最も低額の方の月会費を全額免除とする。
- この制度は、サッカーとその他の種目においても適用される。

(11)体験は2回までとし、その分の会費は無料とする。

第7条〔会費の滞納〕

会費の納入を怠った場合、本クラブはその会員に対する指導を停止し、またはその会員を退会させることができる。但し、事前に本クラブに承認を得ている場合その限りではない。

第8条〔傷害保険〕

会員は、入会時に本クラブの指定するスポーツ保険に入る。加入手続きはすべて本クラブ事務局にて行う。

第9条〔休会〕

休会する場合は以下の各号に掲げる手続きを行わなければならない。

- (1)休会を希望する者は、その前月25日までに、メール(info@sakai-trinitas.com)にて本クラブにその旨を連絡すること。
- (2)休会期間は2ヶ月間を限度とする。月会費は発生しない。
- (3)2か月を越えて休会する場合は、退会扱いとする。

第10条〔退会〕

退会する場合は以下の手続きを行わなければならない。

- (1)退会を希望する者は、その前月25日までに、メール(info@sakai-trinitas.com)にて本クラブにその旨を連絡すること。

第11条〔練習〕

《U-12(小学5年生以上)》

学年	練習日	練習時間	場所
小学5年生以上	火・木曜日	19:00～20:30	境町サッカー場他

《U-15(中学生)》

学年	練習日	練習時間	場所
中学生	火・木曜日	19:00～20:30	境町サッカー場他

《トップ(高校生以上)》

学年	練習日	練習時間	場所
高校生以上	火・木曜日	19:00～20:30	境町サッカー場他

(1)U-12は、スクール活動とし他のチームや少年団に加入していても参加することが出来る。

(2)U-15は、中学校の部活動に加入していても参加することが出来る。ただし、日本サッカー協会への登録は、オヴェストレディースへの登録となる。

(3)U-12の5年生以上は、U-15とともに茨城県女子U-15サッカーリーグに参加することができる。

(4)U-15は、トップとともに茨城県女子サッカーリーグに参加することができる。

(5)雨天時や日時、会場の変更については、本クラブよりメールにて事前に連絡することとする。

(6)雨天時の活動は、休みとなる場合もある。

(7)日曜日に練習や茨城県女子のリーグ戦や練習試合を行う。土曜日に実施する場合もある。

(8)夏休みなどに合宿や集中トレーニングを行うこともある。

第12条〔遵守事項〕

- (1)本会則および本クラブの諸規則を遵守すること。
- (2)本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこととし、練習方法や試合時における選手起用など「サッカーの指導」の範囲については、全てコーチに一任し異議無きこととする。

第13条〔禁止事項〕

- (1)本クラブの秩序、風紀を乱す行為
会員の整髪料の使用や茶髪・金髪などの変色は禁止とする。また、奇抜な服装や髪型も禁止とする。
- (2)本クラブの名誉または利益を害する行為。

第14条〔負傷時の処置〕

- (1)本クラブの会員が活動中に負傷した場合は本クラブが応急処置を行う。
- (2)前項の応急処置ないし療養に要する費用は、すべて会員の負担とし、クラブ及びスタッフは一切の責任を負わないものとする。但し、規定の範囲内において第8条の保険で給付を受け取ることができる。

第15条〔除名〕

会員が次のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。

- (1)本会則に違反したとき
- (2)刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
- (3)会費を2ヶ月以上滞納したとき。
- (4)事前の申し出をせずに、1ヶ月以上にわたり練習への参加を怠ったとき。

第16条〔事故等の責任〕

- (1)コーチ・スタッフが会員を送迎・引率をする場合の万一の事故などについては、その本人に責任を負わることはしない。
- (2)会員は本クラブにおける活動およびグランドの利用に際して、コーチ及びグランド責任者の指示および本クラブの諸規則に従って行動しなければならない。また、盗難、傷害その他の事故が発生しても、本クラブ及びスタッフ等に対して何ら損害賠償を請求できない。

付則

- 1 本会則は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 本会則は、令和4年1月20日、一部改正（第2条、第6条、第11条）
- 2 本会則は、令和5年12月1日、一部改正（第6条、第11条）